

西尾市中小企業振興基本条例

私たちのまち西尾市は、矢作川流域の南端に位置し、東に三ヶ根山、西に矢作川が流れ、南は三河湾が広がる豊かな自然の下、温暖な気候と豊かな土壌により、抹茶の生産や花きの栽培、うなぎの養殖が盛んで、日本有数の生産量を誇っています。

また、自動車産業をはじめとした製造業から地場産業に至るまで大企業や中小企業が数多く立地し、全国屈指の産業集積を誇る愛知県の中でも有数のものづくりの集積地として、発展してきました。

市内企業の大部分を占める中小企業においては、多様な事業活動により、地域経済に好影響を与えるとともに、雇用の創出など重要な役割を果たしてきました。しかしながら中小企業を取り巻く状況としては、人手不足や物価高騰、企業間競争の激化など多くの課題に直面しています。さらに、変化が速く不確実性が高い、大変厳しい社会経済状況となっています。

このような時代において、西尾市が持続的に発展していくためには、地域経済をけん引する中小企業の成長発展が必要不可欠です。そのためにも、中小企業者自らが地域経済と地域社会において重要な役割を果たすことを改めて認識するとともに、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関及び市民が一体となって連携し、中小企業の振興に取り組んでいくことが重要です。

私たちは、中小企業の振興に取り組み、地域経済の活性化を図るため、ここに、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業の振興について基本理念を定め、市、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関及び市民の役割を明確にし、中小企業の振興に関する施策の基本方針を定めることにより、地域経済の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち、法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (3) 中小企業団体 商工会議所、商工会その他中小企業を支援する事業を行う団体であって、市内で事業活動を行うものをいう。
 - (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者（中小企業団体及び金融機関を除く。）で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - (5) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - (6) 支援機関 国又は愛知県が所管する中小企業の支援に取り組む公的な機関で愛知県内に事業所を有する法人及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。
- （基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として、これに基づき推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を基本として、経営の改善及び持続的な発展が図られること。
- (2) 中小企業者が、多様な事業活動を通じて、雇用の創出、安定をもたらす等、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- (3) 市、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関及び支援機関が相互に連携するとともに、市民の理解及び協力を得ること。

（市の責務）

第4条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ効果的に策定及び実施するものとする。

- 2 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、中小企業者の実態を把握するとともに、中小企業者、中小企業団体等の意見を適切に反映させるよう努めるものとする。
- 3 市は、必要に応じて、国又は県に対し、中小企業の振興に関する施策の充実を求めるものとする。

（中小企業者の役割）

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対し、自らの創意工夫の下、新たな事業の展開、販路の開拓に取り組む等、主体的に経営の改善及び向上に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保及び人材の育成に努めるとともに、従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備その他の労働環境の整備に努めるものとする。

- 3 中小企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を認識し、地域社会に貢献するよう努めるものとする。
- 4 中小企業者は、自らの経営力を強化するため、中小企業団体等を積極的に活用し、経営等に関する情報収集及び中小企業者相互の連携を図るよう努めるものとする。
- 5 中小企業者は、中小企業団体に加入するよう努めるとともに、中小企業団体が中小企業の振興に関する事業を実施する際は、当該事業に協力するよう努めるものとする。
- 6 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(小規模企業者の役割)

第6条 小規模企業者は、事業の持続的発展を図るため、自主的に円滑かつ着実な事業の経営に努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第7条 中小企業団体は、その事業活動を通じて、中小企業者の経営の改善及び向上に取り組むよう努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、中小企業者の成長発展に配慮するよう努めるとともに、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携に努めるものとする。

- 2 大企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、資金融資、経営相談その他の方法により、中小企業者が経営の安定化、改善及び向上に取り組むことができるように努めるものとする。

- 2 金融機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援機関の役割)

第10条 支援機関は、自らの高い専門性を生かして、中小企業者の経営力の強化に努めるものとする。

- 2 支援機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第11条 市民は、中小企業者が地域社会において果たす役割の重要性を理解し、中小企業者の発展に協力するよう努めるものとする。

（施策の基本方針）

第12条 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 経営基盤の強化及び経営の革新を図ること。
- (2) 創業及び事業承継を支援すること。
- (3) 新たな事業の創出を支援すること。
- (4) 企業誘致を推進するとともに、企業留置を支援すること。
- (5) 国、関係地方公共団体その他関係機関との連携及び中小企業者相互の連携の促進を図ること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興に資すること。

（施策の推進）

第13条 市は、前条の施策の推進に当たっては、必要に応じ、多様な立場の者から意見を聴取し、中小企業振興施策を検討するものとする。

2 市は、西尾市における産業振興連携協力に関する包括協定を締結する者とも相互に連携するなどして、前条の施策の推進に努めるものとする。

（財政上の措置）

第14条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。